**令和2年度 小山市地域密着型サービス事業者指導計画**

資料２

1. 趣旨

　この実施計画は、小山市が指定する地域密着型サービス事業者、地域密着介護予防サービス事業者（従業者等を含む。以下、「指定地域密着型サービス事業者等」という。）に対する指導・監査について、介護保険法及び小山市指定地域密着型サービス事業者等指導監査実施規則に定めるもののほか、計画的、効果的に実施するために必要な事項を定めるものとする。

　指定地域密着型サービス事業者等の指導は、利用者の自立支援及び尊厳の保持を念頭におき、「介護給付等対象サービスの質の確保」がなされているか、「保険給付の適正化」が図れているかなどの観点で実施する。

1. 対象事業者

（１）（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業所

（２）地域密着型通所介護事業所

（３）地域密着型介護老人福祉施設

（４）（介護予防）小規模多機能型居宅介護事業所

（５）定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所

（６）令和元年度において小山市による実地指導を受けていない事業所

（７）指定更新を行う事業者

上記の事業者によらず、苦情や通報などがあり運営指導が必要と判断される場合については、必要に応じ随時実地指導を行うものとする。

1. 指導実施期間

令和２年４月１日から令和３年３月３１日

1. 実地指導の重点事項
2. 適切なサービスの提供について
   1. 個別ケアプランに基づいたサービス提供を含めた「一連のプロセス」
   2. 虐待防止、身体拘束廃止のための取組みの状況
   3. サービス提供に関する情報の共有
3. 事業所の設備・運営・人員等の管理体制について
   1. 人員基準を遵守した従業員の配置
   2. 事故、苦情等への対応のための体制の整備状況
   3. 非常災害時の対策の状況（設備、避難訓練等）
   4. 地域、家族との交流状況
   5. 従業者の処遇（勤務体制、研修）
4. 介護報酬等請求の状況について
   1. 報酬基準に基づいた給付費の算定について
   2. 加算内容に基づいた体制の状況
5. 実施方法
6. 事業者への通知

実地指導に係る日程等については、原則として実施日の１か月前までに通知するものとする。

事業者は実地指導に係る事前提出書類を準備し、実施日の２週間前までに市に提出するものとする。

1. 指導体制

　実地指導は、原則として小山市保健福祉部地域包括ケア推進課の職員からなる２名以上の実地指導班を編成して実施するものとする。

1. 実地指導

　実地指導は、運営基準・人員基準等の指定基準及び介護報酬の請求等に関する状況について、介護保険施設等実地指導マニュアル（平成22年3月31日老指発0830第１号）に基づき、関係設備や事前に準備された書類等を確認し、対象事業者の関係者から説明を求める面談方式で行うものとする。

　なお、実地指導中に次に掲げる事項のいずれかに該当する状況を確認した場合は、実地指導を中止し監査に切り替えることとする。

ア　指定等の基準に関する重大な違反があると認められる場合

イ　介護給付等対象サービスの内容に不正又は著しい不当が認められる場合

ウ　介護報酬の請求に不当が疑われる場合

1. 指導結果の確定

実地指導が終了した時点で指導結果を確定し、概ね２か月以内に指導結果について通知を行うものとする。

1. 改善事項の報告

　実地指導の結果、改善を指示した事項については、実施日から概ね１か月の期限を付して、改善報告書の提出を求める。また、改善内容を確認し、必要に応じて再度実地確認を行うものとする。